

令和8年度 柔道整復の療養費改定とそのポイント

～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～

1. 施術に関連する療養費改定

1) 検料と施術料の見直し

初検料、再検料、施療料は10円ずつ引き上げられ、それぞれ1560円、420円、770円となりました。また、打撲および捻挫の後療料は45円と大幅に引き上げられ、1回当たり550円となります。そして、温罨法料、冷罨法料および電療料については、三つの料金格差を縮減する目的で、罨法は80円で統一され、電療料は46円に引き上げられました。

区分	旧料金	新料金	増減
初検料※1	1,550円	1,560円	+10円
再検料※2	410円	420円	+10円

※1 施術終了又は中止後3月が経過していない場合は算定不可（1月経過の場合は再検料として算定可）

※2 初検より連続する2回の施術について算定可

区分	旧料金	新料金	増減
施療料（打撲・捻挫）	760円	770円	+10円
後療料（打撲・捻挫）1部位目	505円	550円	+45円

区分	旧料金	新料金	増減
温罨法料	75円	80円	+5円
冷罨法料	85円	80円	-5円
電療料	33円	46円	+13円

2) 検料に対する算定ルールの見直し

(1) 初検料

①算定の期間制限

今回の改定では、「患者の負傷が治癒、または患者任意による施術中止した日の翌日から3か月以内は、異なる負傷または部位であっても、同一施術所において初検料は算定できない。」というように、ルールが定められました。また、患者に負傷が認められず初検料のみを算定した場合でも、同様に3か月以内に初検料を算定することができなくなりました。

②初検料のみ算定した場合の制限

初検の結果、負傷が認められない場合に初検料のみの算定は可能ですが、その場合他の療養費の算定や（はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧を含む）および自費施術の請求を患者に行うことはできません。例えば初検の結果、負傷でなく慢性症状と見立ててそれに対して自費施術を行い、患者に施術料を請求することはできません。

③3か月の計算ルール

①のルールの原文が少し難しいですが、最終施術日（初検のみの日を含む）翌日から3月数えた同日の1日前までを3か月と捉えたらよいでしょう。より直感的に捉えるとすると、最終施術日から3月数えた同日から初検料が算定可能と捉えていただいても良いと思われます。

例をあげますと、最終施術日が5月2日とすると5月3日～8月2日の間が初検料を算定できない期間となります。特殊な例として、例えば11月29日が最終施術日となった場合には11月30日～翌年の2月29日が初検料を算定できない期間となりますが、うるう年以外では2月29日がありません。保発に明確な説明はありませんが、本計算ルールが民法の「暦月」を参考にしていると仮定すると、この場合は月末にかえますので11月30日～2月28日（11月30日が最終施術日の時も同じ）が初検料の算定ができない期間になると考えられます。おそらく今後、疑義照会などで明確化されるでしょう。

最終施術日または初検のみの日：○月△日
初検料が算定できない期間：○月△+1日～○+3月△日、△日がない場合は月末

（2）再検料

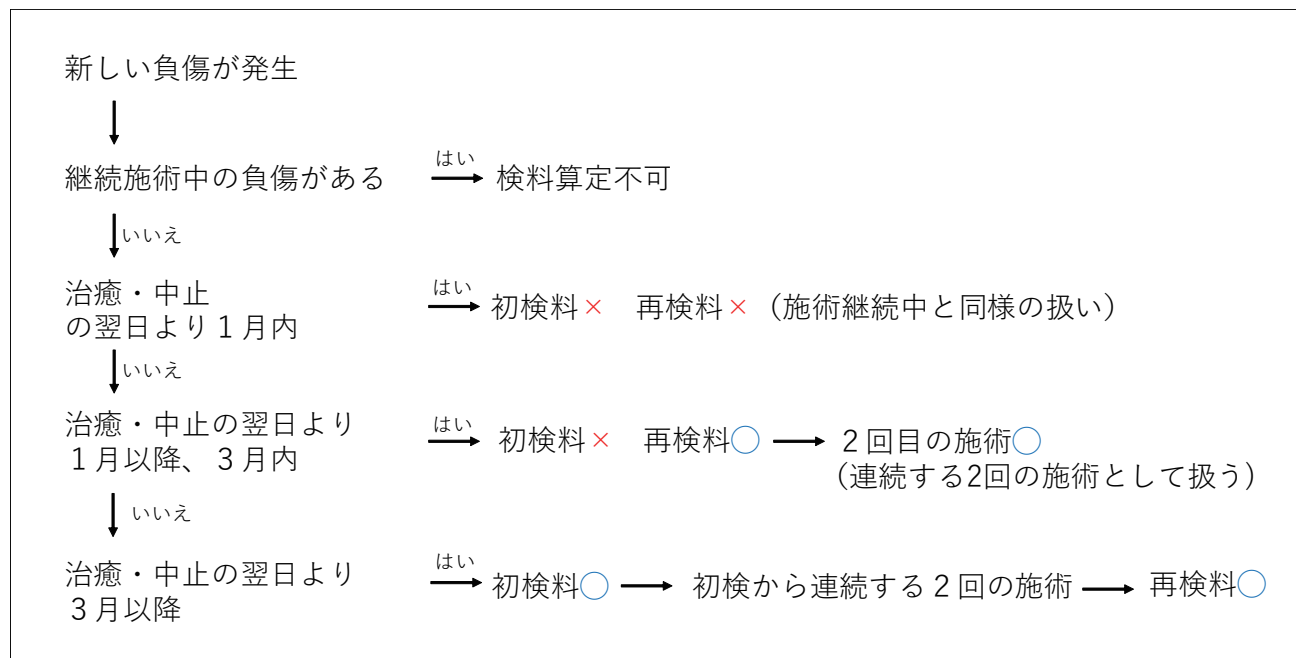
初検日の後の2回の後療施術に対して再検料が算定できます。（3回目以降はできません。）最終施術日の翌日から1か月以上3か月内の新規負傷に対しては、再検料が算定できます。この場合は、その次の後療の時に再検料が算定できます。（再検料は2回）1か月の計算は、初検の3か月の方法に準じています。

最終施術日または初検のみの日：○月△日
初回としての再検料が算定できない期間：○月△+1日～○+1月△日、△日がない場合は月末

ですから例えば、前回の施術（初検のみの日を含む）を1月10日とすると1月11日～2月10日を過ぎると再検料が算定できます。

(3) 再検料を算定した新規外傷に対する時間外、休日、深夜早朝加算

新規の外傷であるが算定期間制限により、初検料でなく再検料を算定した場合においては、初検料と同様に時間外、休日、深夜早朝加算が算定できますが、その場合は支給申請書の「摘要」欄に施術時間や時間外などに対応するに至った経緯などを記載する必要があります。



3) 逡減に関する見直し

「逡減」とは、一定の条件を超えると料金が段階的に減ってゆく仕組みのことです。今回の改定において非常に重要なポイントとなります。

(1) 打撲、捻挫の後療料に対する逡減

2部位目は80%に減額

区分		料金	逡減率	逡減後
後療料 (打撲・捻挫)	1部位目	550円	なし	550円
	2部位目		新設 80%	440円
	3部位目以上		60%	330円

(2) 冷罨法料、温罨法料に対する逡減

2部位目は80%に減額

区分		料金	逡減率	逡減後
冷・温罨法料	1部位目	80円	なし	80円
	2部位目		新設 80%	64円
	3部位目以上		60%	48円

(3) 電療料に対する逓減

2部位目は80%に減額

区分		料金	逓減率	逓減後
電療料	1部位目	46円	なし	46円
	2部位目		新設 80%	37円
	3部位目以上		60%	28円

(4) 5か月を超える施術（初検日を含む月から起算）の逓減**① 起算方法の見直し**

初検日が月の16日以降であっても、初検日を含む月から起算することとなりました。また、初検料が算定できなかった場合（再検料算定ケース等）も同様に起算月に含まれることになりました。

② 長期逓減

項目	内容
適用条件	初検日を含む月から起算して5か月を超える月における施術
除外	骨折および不全骨折に係るもの
逓減率	後療料・温罨法料・冷罨法料・電療料について所定料金の75%

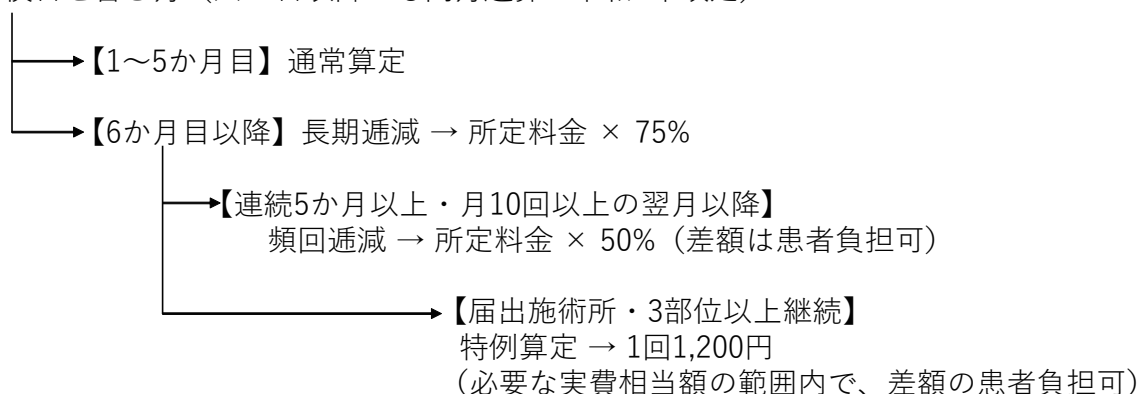
③ 頻回逓減

項目	内容
適用条件	初検日を含む月以降の連続して5か月以上で、1月につき10回以上の施術を行った場合のその翌月から
除外	骨折および不全骨折に係るもの
逓減率	後療料・温罨法料・冷罨法料・電療料について所定料金の50%
差額徴収	所定料金50%と75%との差額の範囲内に限り、患者から50%を超える金額の支払いを請求することができます。

④ 長期3部位以上の特例算定

項目	内容
適用条件	初検日を含む月から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折・不全骨折を含む）を行った場合
算定	後療料・温罨法料・冷罨法料・電療料として1回につき1,200円
施術所要件	あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所に限る。
超過徴収	当該施術に要する費用の範囲内に限り、1,200円を超える金額の支払いを患者から受けることができる。

初検日を含む月（※16日以降でも同月起算・令和8年改定）



2. 施術以外の改定ポイント

1) 療養費請求に関する見直し

正当な理由なく、請求を遅らせることは認められない。

2) 明細書発行の見直し

現行の「明細書発行体制加算」が「明細書発行加算」と変わり、負傷名または施術部位が明記されるようになる。明細書を発行した場合には「1回当たり10円」の加算が算定でき、患者から費用の支払いを受けるごとに交付することを原則とする。患者の希望により1か月単位でまとめて交付することは引き続き認められるが、患者の希望を所定様式（令和8年6月1日、保医発0601第3号、別紙様式5）への署名（電磁署名、電磁氣的保存は可能）にて確認することとなる。ある月に、複数月の明細書を一月ごとに複数発行した場合、明細書発行加算は同月内では1回しか算定できない。

明細書を会計の都度、無償発行していない施術所においても、患者の求めがあった場合には明細書を交付しなければならない。明細書交付の費用を徴収する場合は、実費相当など社会通念上妥当な範囲とすることが適当とされる。この場合、あらかじめ患者に発行費用について説明し同意を得る必要がある。

3) 自己施術・自家施術についての明確化

自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）と自家施術（柔道整復師による家族、関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）は、療養費の支給対象外である。

4) 患者ごとの償還払いへの変更

患者ごとの償還払いへの変更は「患者に着目した療養費の適正な支給を図るための事前の取組」として、施術の必要性を個々に確認する必要がある患者を対象とするものであるとされている。

(1) 対象となる事例

- ① 保険者等が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- ② 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ③ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者
- ④ 令和9年1月以降において、先月までの連続する12か月の間に「通算8か月以上かつ通算9部位以上の施術を受けている患者」(新規追加)

(2) それぞれに対する対応

① (1) ①に該当する患者

保険者が何度照会しても患者から返答がない場合は、まず「償還払い注意喚起通知」を患者に送付し、さらに「なぜ回答しないのか」を文書で説明するよう求め、加えて電話または直接面会でも回答を求める。

② (1) ②③④に該当する患者

意喚起通知を送付した後、翌月以降も同様の施術・請求が続き、なお該当すると判断される場合文書等で次の内容の説明を患者に求める。「施術の内容と回数、実際に施術を受けているかの有無、外傷によるものか否か」

③ (1) ③④に該当する患者

③または④の患者については、文書だけでは不十分とされ、電話または面会でも説明を求める。

④ 個別確認

保険者が、施術の必要性を個々に確認する必要があると判断した場合、患者および施術管理者に対して償還払い変更通知が審査支払機関等を通じて送付される。償還払いに変更となった場合、保険者は患者の状況を定期的に確認して状況改善が確認されれば、変更を通知した審査支払機関などを通じ、受領委任の取り扱い再開通知を施術管理者へ送付する。

償還払いに変更となった場合、保険者は患者の状況を定期的に確認して状況改善が確認されれば、変更を通知した審査支払機関などを通じて「受領委任の取り扱い再開通知」を施術管理者へ送付する。

【注意喚起フェーズ】

保険者が対象患者を把握
 ↓
 償還払い注意喚起通知を送付
 ↓
 翌月以降も同様の施術・請求が継続
 ↓
 患者へ文書・電話・面会等で説明を求める。

【変更フェーズ】

↓

施術の必要性を個々に確認する必要があると判断
 ↓
 償還払い変更通知を送付 ※①、③、④は電話・面会でも説明必須
 ↓
 変更通知到着月の翌月より償還払いへ変更

Web ひーりんぐマガジン 第20号

- Vol.20-1 令和八年度療養費改定とその背景
 ～ 適正運用と持続可能な業界づくり ～
- Vol.20-2 柔道整復 療養費改定のポイント**
- Vol.20-3 あん摩マッサージ指圧 療養費改定のポイント
- Vol.20-4 はり・きゅう 療養費改定のポイント
- 付録1 柔道整復療養費早見表
- 付録2 あん摩マッサージ指圧療養費早見表
- 付録3 はり・きゅう療養費早見表

2026年 © ひーりんぐマガジン編集部